

4 多総総第号
令和 4 年 5 月日

多摩市公契約審議会
会長 殿

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市公契約審議会への諮問（令和 5 年度労務報酬下限額等）について

多摩市公契約条例第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり令和 5 年度労務報酬下限額等について諮問する。

なお、審議にあたっては、令和 3 年度答申において課題とされた項目についての検討もお願いしたい。

記

1 諮問事項

- (1) 令和 5 年度における労務報酬下限額（多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額及び多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額）について
- (2) 令和 5 年度における多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する割合について
- (3) その他令和 5 年度における多摩市公契約条例に係る重要事項について

2 諮問事項ごとの答申の期限〔予定〕

- (1) 令和 4 年 9 月下旬まで
 - ・令和 5 年度における労務報酬下限額
 - ・令和 5 年度における多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する割合
 - ・令和 5 年度公契約対象案件（主に令和 3 年度からの継続事業）の基本的な考え方
- (2) 令和 5 年 1 月中旬まで
 - ・令和 5 年度公契約対象案件（令和 5 年度新規対象事業）の基本的な考え方
 - ・令和 5 年度以降の課題等